

千葉県飲食店感染防止対策認証事業

対象事業者：千葉県内の飲食店（テイクアウト・デリバリー型を除く）

千葉県では、飲食店が取り組む感染防止対策について、県が現地を確認した上で、高いレベルでの対策が取られていることを認証する制度を県内全域で実施しています。

- ◆ 認証基準の達成に必要なとなる設備等の整備費用に対して支援を行います。
- ◆ 認証店に対しては「営業時間の短縮要請」、「酒類提供の制限の要請」を行いません。

※ただし、当面の間は、緊急事態宣言が発令されている時及びまん延防止等重点措置区域を除きます。

※また、認証店については、新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づく要請の対象でなくなることから、千葉県感染拡大防止対策協力金の申請対象とはなりませんのでご注意ください。

認証までの流れ

7/26
受付開始

①申請

◇申請書を郵送・メール・FAXで送付

- ◇ 申請に必要な書類をホームページより印刷してください。
- ◇ 店舗の基準達成状況を確認し、認証取得のために必要な対策を各自で実施してください。
- ◇ 印刷した書類に必要事項を記入し、事務局まで書類を送付してください。

②現地確認

◇現地確認の立ち合い

- ◇ 現地確認において、認証基準を満たしていることを確認します。
- ◇ 認証にあたっては、該当する項目を全てクリアすることが条件となります。
- ◇ 現地確認により、認証基準を満たすために必要となる設備が不足している場合、追加で購入していただくことがあります。

③認証

◇認証の決定

- ◇ 認証ステッカーを交付します。
- ◇ 県ホームページで、認証店として高いレベルでの対策が取られている店舗として公表します。
- ◇ 認証後、対策状況を確認するため、随時、調査に伺うことがあります。



ステッカー

※認証後、感染予防対策が基準どおりに実施されていないことが確認された場合は、認証を取り消すことがあります。

認証基準など詳しくは
県ホームページでご確認
下さい

【問合せ先】千葉県飲食店認証事務局 ※ 対面窓口は設けていません。

郵送先 〒260-0028 千葉市中央区新町18-10 千葉第一生命ビル3階

TEL 043-307-9003 FAX 043-307-9004

Mail chiba-ninsho@tobutoptours.co.jp

千葉県HP : <https://www.pref.chiba.lg.jp/keishi/inshoku-taisaku/inshoku-ninsho-all.html>

千葉県 飲食店認証

検索